

道州制の先行実施に向けた取組みについて(案)

平成15年12月11日

道州制の先行実施について

1 先行実施の基本的な考え方

道州制は、地方から我が国の行財政システムを変えていこうとする取組みであり、特に、北海道の場合は、地理的にも既に道州の姿をかたちづくっているという有利な条件を有することから、道州制のモデル地域として位置付け、国からの権限や財源の移譲、規制の緩和などが先行的に実施されるよう取り組む。

(目指す方向)

本道経済の活性化や道民生活の向上を図り、北海道の抱える課題に的確に対応するため、住民の視点に立った行政サービスの向上、行政の効率化と効果的な施策の展開、民間活力の発揮といった視点から、道州制の先行実施に取り組む。

(取組みの内容)

先行実施に当たっては、国との連携を図りながら、権限移譲、財源移譲、規制緩和や国の地方支分部局との事務事業の一元化などに取り組むことを基本とする。

このため、本道の抱える課題に即してテーマを設定し、各施策(プロジェクト)が連携しながら効果的に推進する。

2 先行実施の期間 3年～4年程度

3 テーマと内容(案)

テーマ	内 容
世界に通ずる北海道観光の形成	・国際的な観光の展開 ・魅力ある観光地づくり ・受入体制の整備 ・観光交流ネットワークの形成
北海道の優れた自然環境の保全	・北海道らしい自然環境の保全 ・国有林と民有林の連携した管理
北海道らしい多様な農業・漁業の推進	・地域の実情に応じた生産基盤の整備 ・活力ある農村づくり
きめ細かな産業・雇用政策の推進	・新事業・新産業の創出 ・地域における事業展開の支援 ・産業拠点の形成・産業基盤の整備促進 ・地域特性に応じた雇用機会の創出と人材育成
災害に強い北海道づくり	・自然災害への対応の充実 ・予防体制の強化 ・安全性の高い国土保全施設の整備
だれもが安心して暮らせる住みよい社会づくり	・子育て支援の充実 ・地域医療の充実 ・自立を支える介護・福祉サービスの推進 ・住民サービスの充実

道州制の先行実施について

現状 課題

- ・厳しい経済状況
- ・深刻な雇用情勢
- ・地方分権の推進
- ・住民サービスの向上
- ・二重行政の解消
- ・防災対策の充実 強化
- ・道内企業の活性化
- ・環境の保全 など

先行実施の目指す方向

本道経済の活性化や道民生活の向上を図り、北海道の抱える課題に的確に対応

< 3つの視点 >

- ・住民の視点に立った行政サービスの向上
- ・行政の効率化と効果的な施策の展開
- ・民間活力の発揮

先行実施の取組みの基本

- ・ 地域の特性を生かす観点からの **権限移譲**
- ・ 地域が自由度をもった施策展開する観点からの **財源移譲**
- ・ 住民や民間の能力等を生かす観点からの **規制緩和**
- ・ 効率的な政策を図る観点からの国の地方支分部局との **事務事業の一元化**

< テーマの設定 >

- ・ 世界に通ずる北海道観光の形成
- ・ 北海道の優れた自然環境の保全
- ・ 北海道らしい多様な農業・漁業の推進
- ・ きめ細かな産業・雇用政策の推進
- ・ 災害に強い北海道づくり
- ・ だれもが安心して暮らせる住みよい社会づくり

権限移譲

事務事業の一元化

財源移譲

規制緩和

国から地方へ

道民の利便性の向上

官から民へ

世界に通ずる北海道観光の形成

～ 誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地の形成～

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観やおおらかな気風が漂う、恵み豊かな北海道は、観光地として国内外から高い評価を得ており、今後とも、国際的にも通用する観光地の形成に努めていく。

区 分	国際的な観光の展開	魅力ある観光地づくり	受入体制の整備	観光交流ネットワークの形成
権 限 移 譲 〔事務事業の一元化〕		港湾の整備及び運営 国営公園の整備及び管理		新千歳空港の整備及び管理 一般国道等の整備及び管理
財 源 移 譲		上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度創設など		上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度創設など
そ の 他				
規 制 緩 和 等	<p>CIQ業務の一部実施</p> <p>東アジア諸国に対する短期滞在に係る査証免除</p> <p>北海道・サハリン州間での観光目的の渡航に係る査証の相互免除</p> <p>旧共産圏諸国エアライン乗り入れ曜日の制限解除</p> <p>通関案内業法の適用除外</p> <p>主要空港内旅客ターミナル施設における輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除</p>	<p>道路、河川等の施設使用規制の緩和 〔フィルムコミッション、オープンカフェなど〕</p> <p>農業生産法人の農業関連事業の拡大 〔宿泊施設、アウトドア施設等の運営〕</p> <p>内水面におけるさけの採捕禁止の緩和 (サケ釣りライセンス制の実施)</p> <p>農漁家民宿に対する消防法の規制緩和</p>	<p>国道等における道路案内標識の多言語表示</p> <p>観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和</p>	<p>2地点経由国際線の着陸料、航空援助施設使用料の減免</p>

世界に通ずる北海道観光の形成

誰もが安心して快適に滞在することのできる国際的にも通用する観光地の形成

国際的な観光の展開

- ・CQ業務の一部実施
- ・東アジア諸国等に対する短期滞在に係る査証の免除
- ・通訳案内業法の適用除外

魅力ある観光地づくり

- ・道路、河川等の施設使用規制の緩和
(フィルムコミッション、オープンカフェなど)
- ・農業生産法人の農業関連事業の拡大
(宿泊施設、アウトドア施設等の運営)
- ・内水面におけるさけ採捕禁止の緩和
(サケ釣りライセンス制の実施)
- ・農漁家民宿に対する消防法の規制緩和

受入体制の整備

- ・国道等における道路案内標識の多言語表示
- ・観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和

観光交流ネットワークの形成

- ・新千歳空港の整備及び管理
- ・一般国道等の整備及び管理

【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

北海道の優れた自然環境の保全

～よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会の創出～

北海道は、雄大な景観と良好な自然環境やゆとりある生活空間を有していることから、道民一人ひとりが人と環境の関わりについて理解と認識を深め、持続的発展が可能な環境を重視した社会づくりを進める。

区 分	北海道らしい自然環境の保全	国有林と民有林の連携した管理
権限移譲 〔事務事業の一元化〕	国定公園の公園計画の決定 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定 狩猟の期間の決定、危険猟法の許可 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可 道独自の狩猟免許区分、狩猟者登録区分の設定 国営公園の整備・管理 廃棄物処理施設設置等の基準等の設定 廃棄物の再生利用品目の認定	国有林野の管理経営 (国有財産(国有林野)の無償譲渡等) 保安林の指定・解除等 民有林直轄治山事業の実施
財源移譲	上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度創設など	上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度創設など
その他		
規制緩和等	農用地内の規制緩和 (河畔林の整備) 道指定鳥獣保護区等の指定に関する規制緩和 地方公共団体が執行する国立公園事業の変更承認の規制緩和 (案内標識の設置等を届出制へ)	

北海道の優れた自然環境の保全

よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会の創出

北海道らしい自然環境の保全

- ・国定公園の公園計画の決定
- ・地方公共団体が執行する国立公園事業の変更承認の規制緩和
- ・狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定
- ・狩猟期間の決定、危険猟法の許可
- ・国指定鳥獣保護区内での捕獲許可
- ・道独自の狩猟免許区分、狩猟者登録区分の設定
- ・国営公園の整備・管理
- ・農用地内の規制緩和
(河畔林の整備)

【統合補助金の拡充、統合交付金の創設】

国有林と民有林の連携した管理

- ・国有林野の管理経営
(国有財産(国有林野)の無償譲渡等)
 - ・保安林の指定・解除等
 - ・民有林直轄治山事業の実施
- 【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

北海道らしい多様な農業・漁業の推進

～豊かな大地と海を未来につなぐ力強い農業・漁業の展開～

北海道においては、健康・安全志向など消費者ニーズの多様化に対応し、これまで以上に安全で良質な食料の供給に努めるとともに、環境に配慮した生産の推進や生産基盤の整備、技術力の向上などを図り農業・漁業を振興していく。

区 分	地域の実情に応じた生産基盤の整備	活力ある農漁村づくり
権限移譲 （事務事業の 一元化）	<p>国営農業農村整備事業の実施</p> <p>直轄特定漁港（第3、4種）整備事業の実施</p>	
財源移譲	上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設	
その他		地方自治体の裁量で執行できる「食と農の再生資金（仮称）」の創設
規制緩和等	漁港漁場機能高度化事業の採択基準の緩和	<p>農地の権利取得後の下限面積要件の緩和</p> <p>内水面におけるさけの採捕禁止の緩和（サケ釣りライセンス制の実施）</p> <p>小型漁船の容積算定基準の緩和（就労環境等の改善）</p> <p>農漁家民宿に対する消防法の規制緩和</p> <p>農業生産法人の農業関連事業の拡大（宿泊施設、アウトドア施設等の運営）</p>

北海道らしい多様な農業・漁業の推進

豊かな大地と海を未来につなぐ力強い農業・漁業の展開

地域の実情に応じた 生産基盤の整備

- ・国営農業農村整備事業の実施
 - ・直轄特定漁港（第3、4種）整備事業の実施
 - ・漁港漁場機能高度化事業の採択基準の緩和
- 【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

活力ある農漁村づくり

- ・農地の権利取得後の下限面積要件の緩和
 - ・農業生産法人の農業関連事業の拡大（宿泊施設、アウトドア施設の運営）
 - ・内水面におけるさけの採捕禁止の緩和（サケ釣りライセンス制の実施）
 - ・小型漁船の容積算定基準の緩和（就労環境等の改善）
 - ・農漁家民宿に対する消防法の規制緩和
- 【「食と農の再生資金（仮称）」の創設】

きめ細かな産業・雇用政策の推進

～活力ある民間活動に支えられた経済と雇用環境の実現～

本道の経済雇用情勢が、深刻な状況におかれている中において、地域経済の現状と課題にきめ細かに対応した新たな産業・雇用政策の総合的な推進を図り、活力ある民間経済活動に支えられた北海道経済と雇用環境を実現する。

区分	新事業・新産業の創出	産業拠点の形成・産業基盤の整備促進	地域における事業展開の支援	地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成
権限移譲 〔事務事業の一元化〕		通関・検疫等諸手続のワンストップサービスの実施 港湾の整備及び運営 一般国道等の整備及び管理	最低資本金規制特例の確認手続の実施	
財源移譲		上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度創設など		
その他			中心市街地商業活性化のための基金の造成	市町村が実施する雇用創出事業に対する支援等
規制緩和等	環境負荷の少ない新燃料等の利用促進 研究者等外国人高度産業人材の入国・滞在規制の緩和 ベンチャー企業のエンジェル税制の強化・拡充		行政財産の用途及び貸付対象の拡大 地域通貨の活用環境の整備	職業訓練科目等に係る設置基準の緩和

きめ細かな産業・雇用政策の推進

活力ある民間活動に支えられた経済と雇用環境の実現

新事業・新産業の創出

- ・環境負荷の少ない新燃料等の利用促進
- ・研究者等外国人高度産業人材の入国・滞在規制の緩和
- ・ベンチャー企業のエンジェル税制の強化・充実

産業拠点の形成・産業基盤の整備促進

- ・通関・検疫等諸手続のワンストップサービスの実施
- ・港湾の整備及び運営
- ・一般国道等の整備及び管理
- 【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

地域における事業展開の支援

- ・行政財産の用途及び貸付対象の拡大
- ・地域通貨の活用環境の整備
- ・最低資本金規制特例の確認手続の実施
- 【中心市街地商業活性化のための基金の造成】

地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材育成

- ・職業訓練科目等に係る設置基準の緩和
- ・市町村が実施する雇用創出事業に対する支援等
- 【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

災害に強い北海道づくり

～ 自然災害に対する高度な安全性の確保や監視体制の強化による安全な北海道づくり ～

平成15年8月の台風10号や北海道十勝沖地震が発生し、北海道に大きな被害を及ぼしたことから、国と道等関係機関との防災関係情報の共有化を進めるとともに、河川や砂防等の社会資本を総合的・一体的に整備し、災害に強い地域づくりを進める。

区分	安全性の高い国土保全施設の整備	自然災害への対応の充実	予防体制の強化
権限移譲 〔事務事業の一元化〕	直轄砂防事業、地すべり事業の実施 直轄海岸事業の実施	国管理河川の整備及び管理 一般国道等の整備及び管理	国有林野の管理経営 〔国有財産（国有林野）の 無償譲渡等〕
財源移譲	上記権限移譲に伴う統合補助金、統合交付金制度の創設など	上記権限移譲に伴う統合補助金、統合交付金制度の創設など	上記権限移譲に伴う統合補助金、統合交付金制度の創設など
その他		公共施設管理情報システムの整備 防災対策情報等の整備	
規制緩和等	河川の直轄管理区間の指定基準の明確化 (法令化)		避難施設の整備 (公立学校施設の耐震補強)

災害に強い北海道づくり

自然災害に対する高度な安全性の確保や監視体制の強化による安全な北海道づくり

自然災害への対応の充実

- ・国管理河川の整備及び管理
- ・一般国道等の整備及び管理
- ・公共施設管理情報システムの整備
- ・防災対策情報等の整備

予防体制の強化

- ・国有林野の管理経営
(国有財産(国有林野)の無償譲渡等)
- ・避難施設の整備
(公立学校施設の耐震補強)

安全性の高い国土保全施設の整備

- ・直轄砂防事業、地すべり事業の実施
 - ・直轄海岸事業の実施
 - ・河川の直轄管理区間の指定
基準の明確化
(法令化)
- 【統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設】

だれもが安心して暮らせる住みよい社会づくり

～健やかで生き生きと暮らせるための住民サービスの向上～

道内のどこで暮らしていても、穏やかに安心して暮らすことができることを基本に、ゆとりやうるおい、生きがいを感じながら、いきいきと暮らせる地域社会を目指し、子育てなど道民生活を支えるサービスのきめ細かな提供を行っていく。

区 分	子育て支援の充実	地域医療の充実	自立を支える介護・福祉サービスの推進	住民サービスの充実
権限移譲 (事務事業の一元化)		医師標準数の設定		
財源移譲				
その他				税務相談、広報事務の共同実施 (国税、道税、市町村税) 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの構築と自動車税の車検時納入制度の導入 法人設立等手続届出情報システムの整備
規制緩和等	幼保一元化に向けた法令基準の緩和 (入所対象児童・入園対象児、施設整備、職員配置等) 市町村立幼稚園の設置の緩和 (届出制)	医科大学の入学定員増	社会福祉施設等の転用要件等の緩和 地域実情に即した介護基準の設定等	NPO法人等による移送サービスの実施 (有償輸送禁止規制の緩和)

だれもが安心して暮らせる住みよい社会づくり

健やかで生き生きと暮らせるための住民サービスの向上

子育て支援の充実

- ・幼保一元化に向けた法令基準の緩和
- ・市町村立幼稚園の設置の緩和

【保健所運営費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金の改善】

自立を支える介護・福祉サービスの推進

- ・地域実情に即した介護基準の設定等
- ・社会福祉施設等の転用要件等の緩和

【社会福祉施設等施設整備費補助金の改善など】

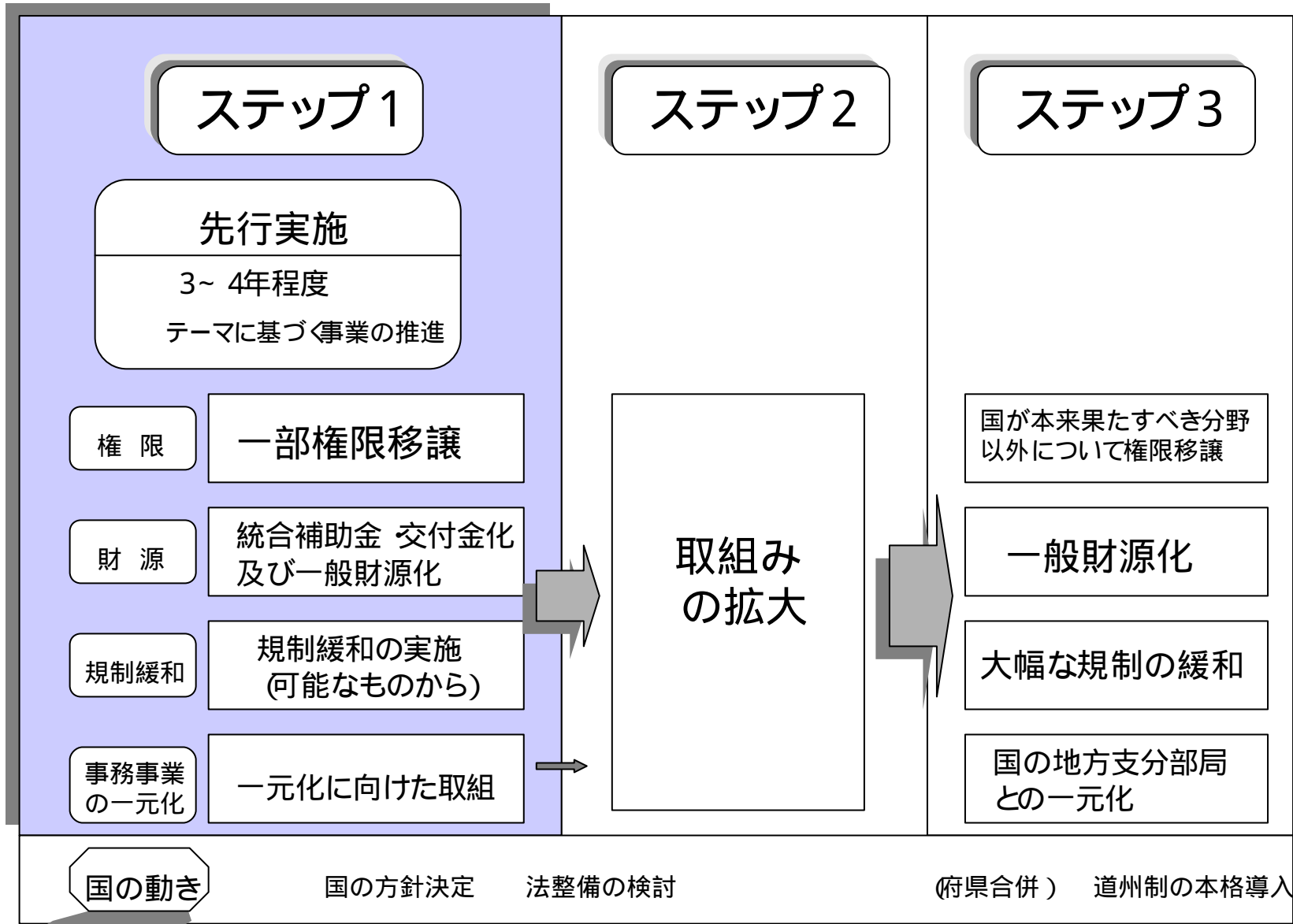
地域医療の充実

- ・医師標準数の設定
- ・医科大学の入学定員増

住民サービスの充実

- ・NPO法人等による移送サービスの実施
- ・自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム構築と自動車税の車検時納入制度の導入
- 法人設立等手続届出情報システムの整備
- ・税務相談、広報事務の共同実施

道州制の実現に向けて



事務事業の一元化に向けた取組みについて

区 分	考 え 方	取 組 み (例)	権限の移譲	財 源	摘 要
共同実施	企画立案、事業実施段階での共同実施 (ex 設計・積算、発注、 施工管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議機関の設置による連携実施 ・ 設計・積算業務の共同受託組織の設置による実施 ・ 発注、施工管理を共同で行う組織の設置による実施 	伴わない	現行の予算制度の範囲内で対応	
	公共施設の維持管理業務の共同実施 (ex 維持、補修等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管エリアを超えて、相互に受委託 ・ 共同の組織を設置し、発注業務を一元的に実施 	伴わない	現行の予算制度の範囲内で対応	
モデル実施	特定の地区を設定し、一部業務を試行的に移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害が頻繁に発生する地区において、国土保全施設の一体的整備・管理の実施 ・ 事業実施箇所が連担する地区において、関連施設などの一体的管理の実施 	伴 う (暫定的)	統合交付金 (権限移譲に伴う分と既存補助金とを併せて)	法律改正を伴う
段階的实施	国の事業を順次移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の整備及び管理 公物管理権限を段階的に移行 ・ ソフト事業の実施 事業実施権限を段階的に移行 	伴 う	統合交付金	法律改正を伴う